

平成23年10月31日
北九州市保健福祉局

(仮称)第三次北九州市高齢者支援計画に
係る意見等への対応

各論 3・1

[基本目標3]

住み慣れた地域で安心して暮らせるまち（1）

（※ 地域包括支援分科会）

次期高齢者支援計画全般・その他

○北九州市高齢者支援と介護の質の向上委員会 委員意見

| | 主な意見 | 対 応 |
|---|--|---|
| 1 | 介護保険制度の問題を議論するため、地域包括支援センター・統括支援センターの相談実績の他、同センター職員を対象とした相談に関する調査結果を計画に反映させる方向で検討する。 | 地域包括支援センター・統括支援センターの相談実績の他、同センター職員を対象とした相談に関する調査結果を計画に反映させる方向で検討する。 |
| 2 | 作った計画を市民にどう周知し、啓発するか、明記すべき。 | 次年度以降、策定した計画を市政だよりや出前講演の実施のほかPR手法を幅広く検討し、積極的なPRに取り組む。 |
| 3 | 高齢者の意見を汲み取れるよう、委員も心がけて計画を策定していただきたい。また、実際のサービス利用者の意見を吸い上げられるようなパブリックコメントを実施してほしい。 | 地域ふれあいトークにて、利用者である市民意見の聴取を行った。地域包括支援センターへの相談内容の分析等により、利用者の意見の反映に努めてまいりたい。 |
| 4 | 目標を具体的・定量的に表示できるようにならないか。 | 第二次高齢者支援計画と同様に、可能な限り計画書に数値目標を掲載する。 |

次期高齢者支援計画全般・その他

○関係団体の意見を聞く会での意見(平成23年8月23日開催)

| | 主な意見 | 対 応 |
|---|--|---|
| 1 | 次期計画で、元気な高齢者にポイントをあてた施策を検討してほしい。 | 次期高齢者支援計画では、「いきいきと生活し、積極的に社会参加できるまち」を基本目標の一つに掲げ、元気な高齢者に関する施策を推進することとしている。 |
| 2 | 高齢者が亡くなるときに、安らぎをもって死を迎えるかどうかがこの計画には足りない。 | 本人や家族が希望すれば、住み慣れた場所で療養生活を継続し、出来れば最期を迎えるというニーズを実現するためには、地域全体で在宅療養患者やその家族を支えていくまちの実現を図ることが必要である。特に在宅医療の取組みについては、次期高齢者支援計画の基本目標である「住み慣れた地域で安心して暮らせるまち」の実現に向け、「かかりつけ医の市民への定着促進」を図ることとしており、その中で、今年度から北九州市医師会の協力を得て、医療関係者や市民に対して、在宅緩和ケアを含む在宅医療の推進・啓発活動を行うこととしている。 |
| 3 | どういうふうに医療機関を受診したらいいのかという具体的な情報について市民にしっかりと伝えてほしい。 | 総合保健福祉センター内にテレフォンセンターを設置し、常時3名の相談員が24時間体制で、急な病気やケガについて相談の受付や状況に応じた医療機関の案内を行っている。今後ともさまざまな機会を捉えて、このテレフォンセンターの市民への普及啓発に努めていきたい。 |
| 4 | 看護師を含めた医療人材の育成は、行政の支援がないとやっていけないので、よろしくお願いしたい。 | 医療技術の進歩、患者の高齢化、在宅医療の推進等により、療養生活を支援する専門家としての看護職員の役割はますます重要なとなっている。そのため、本市では、次世代の地域医療を担う人材の確保を図るため、高校生を対象にした1日看護体験や医師会立の看護学校への運営補助などの看護職員確保対策を実施している。 |
| 5 | 居宅で高齢者が薬を飲まずに残したりする場合が多いということで全国的にも調査もあっているが、北九州市でも取り組めないか。 | 市民センター等において、薬剤師を講師とした「くすりのセミナー」を開催し、医薬品の適正使用やかかりつけ薬局等について市民への普及啓発に努めている。 |
| 6 | ダニとかハエとか消毒など公衆衛生関係も薬剤師の仕事の一つなので、市としても高齢者の公衆衛生を支援するかたちで働きかけていただきたいと思っている。 | 保健所では、市民からの衛生害虫等に関する相談業務を行っているが、駆除等については自ら、あるいは専門業者に委託して実施するように助言している。 |

次期高齢者支援計画全般・その他

○地域ふれあいトークでの意見(平成23年8月8日～24日 7区で開催)

| | 主な意見 | 対 応 |
|---|--|--|
| 1 | 計画のPRを積極的にしてほしい。(若い層へもっとPRをしてほしい。DVDを作成し、地域で活用させてほしい。共助・公助の部分をもっとPRすべきではないか。) | 計画について市政だよりや出前講演をはじめ、市ホームページの活用など様々な手法により、積極的なPRに取組む。 |
| 2 | 自治会の活性化。(加入のメリットを与えてはどうか。加入率の低下を受け、具体的な対策を考えてほしい。強制的に加入させることはできないのか。役員の高齢化が進んでいる。) | 自治会加入者へのメリットや加入を強制させる仕組みについては、自治会が地域で独自の活動を行う団体であることや自治会への加入は個人が判断するものであることから、市としては困難であると考えている。しかし、住みやすい地域をつくるためには、自治会・町内会の活性化は大変重要であり、自治会・町内会が行う加入率向上の取組みを、市としても引き続き支援していく。 |
| 3 | 福祉協力員の増員などふれあいネットワークの活動の充実が必要だと思う。 | ふれあいネットワーク事業は北九州市社会福祉協議会の自主事業であり、地域において援助の必要な人への見守り、支え合いを行っている。本市としてもさらなる活動の充実を支援していきたい。 |
| 4 | 空き地を利用したデイケアの車の待機場所を確保してほしい。 | 民間の空き地の使用については、所有者と介護事業者とで利用契約を結んで利用することになる。なお、市としては駐車許可制度の弾力的な運用を警察へ要望している。 |

基本目標3 住み慣れた地域で安心して暮らせるまち

施策の方向性6 身近な相談と地域支援体制の強化

基本的な施策1 地域包括支援センターを中心とした相談支援・体制の強化

○北九州市高齢者支援と介護の質の向上委員会 委員意見

| | 主な意見 | 対 応 |
|---|---|--|
| 1 | 地域包括支援センターの利用目的で一番多いのが「介護保険の申請やサービス利用に関する相談」とのことだが、この結果をどう考えるか。 | 高齢者自身からの相談というのは、高齢者にとって身近な介護保険サービスの内容が多いと考えている。 |
| 2 | 地域包括支援センターが、地域の窓口としての役割を担うと思う。計画の大きな柱のひとつとして、より具体的な役割を明確化する必要がある。 | 施策の方向性6の身近な相談と地域支援体制の強化の中で、地域包括支援センターの役割を掲載する。 |
| 3 | 高齢者で認知症と精神障害や人格障害と一緒に持っている人が多い。そのような人たちを支える社会資源が不足している。支援する人もおらず、地域で孤立している。また、精神科の医師も、医療より介護が必要と主張する場合もあり、対応に苦慮している。 | 精神障害など、障害のある高齢者の支援については、地域包括支援センターと区役所各課や関係機関、専門職との連携強化を図りながら対応を行っていく。あわせて、研修、情報収集などを行う。 |
| 4 | 介護施設の中で高齢者の自殺が増えており、その原因として精神障害を持っている人の介護支援がうまくいっていないことがある。 | 介護従事者に対して、精神障害に関する基礎的な研修を実施しているが、より専門的な内容にするなど研修の充実を検討する。 |
| 5 | 地域包括支援センターが抱えている困難事例はほとんどが、養育者や高齢者が知的障害、精神障害、発達障害を抱えている状況で対応しきれなくなっている。地域包括の集約に当たっては、障害の部門も同じ部屋やフロアに配置し、情報交換ができるような体制をとってほしい。 | 精神障害など、障害のある高齢者の支援については、地域包括支援センターと区役所各課や関係機関、専門職との連携強化を図りながら対応を行っていく。あわせて、研修、情報収集などを行う。 |
| 6 | 地域包括センターの集約の話を聞いたが、これはサービスの後退ではないのか。 | 今回の体制変更により、24か所の地域包括支援センターは来所相談窓口に特化し、市民に気軽に安心して相談できる体制を整える。 |
| 7 | 施策の方向性6の身近な相談と地域支援体制の強化の中で認知症の問題や(外からの)介入が難しい方の問題があることを権利擁護も含め考えていかないといけない。 | 支援困難事例も含め、地域包括支援センターを中心とし、身近な地相談・支援体制の充実・強化を図るとともに、適切な研修を実施する。 |
| 8 | いろいろな問題が重なりあって虐待に繋がっている。障害や経済的な問題等その問題に詳しい人に相談できるようにしないといけない。専門的な相談員の数が足りていなければと思う。 | 虐待等の困難事例については、包括の専門職、区役所各課の職員、さらには警察等の関係機関や弁護士等の専門職と連携強化を図りながら対応を行う。 |
| 9 | (地域包括支援センターで)早期の医療ニーズをどう捨てるのか、連携の方法・マネジメントにあり方を考えてほしい。 | 早期の医療ニーズについての理解や、適切なアセスメントを促進し、在宅における医療との連携強化を支援する。 |

基本目標3 住み慣れた地域で安心して暮らせるまち

施策の方向性6 身近な相談と地域支援体制の強化

基本的な施策1 地域包括支援センターを中心とした相談支援・体制の強化

| | | |
|----|--|---|
| 10 | 地域包括支援センターに口腔機能回復の相談コーナーを設け、地域内で高齢者を支援する相談窓口をつくるほしい。 | 地域包括支援センターでは、介護予防の観点から生活機能低下の予防や改善等に関する相談に応じており、口腔機能向上についてもその中で対応している。なお、歯科医師との連携のあり方等については今後、検討していきたい。 |
|----|--|---|

○関係団体の意見を聞く会での意見(平成23年8月23日開催)

| | 主な意見 | 対 応 |
|---|---|--|
| 1 | 地域包括支援センターを中心としたネットワークの仕組みはできているが、瞬時に効果的に機能しているかというと必ずしもそうではない。地域の社会資源の掘り起こしと開示、ネットワークの構築をお願いしたい。 | 地域包括支援センターの機能強化を図り、同センターを中心とした地域福祉ネットワークの構築を推進し、高齢者支援の情報や課題を収集・発信し、「自助」「共助」「公助」の仕組みの充実を図る。 |
| 2 | 日常生活圏域を30分以内でかけつけられる圏域だとすると、必ずしも圏域内で医療機関や訪問看護ステーション等の連携ができるところもある。連携の構築にあたって行政の主導性を發揮してほしい。 | 日常生活圏域の考え方は、区単位、圏域単位、小学校区単位など、サービスやメニューに応じて弾力的に捉える必要がある。医療機関等の連携は全市的あるいは区単位で取り組むべきことが適当と考える。短期間で完成するものではなく、関係団体等のご協力もいただきながら進めていきたい。 |
| 3 | このたびの地域包括支援センターの統合は逆行している。来年度、介護保険制度が改正されれば、作業量が増え、需要に応じた人的な増員は免れないと思う。 | 地域包括支援センターの機能を、より強化することを目的として今回体制変更を行ったものである。変更後についても、実態等を把握していきたい。 |

○地域ふれあいトークでの意見(平成23年8月8日～24日 7区で開催)

| | 主な意見 | 対 応 |
|---|---|--|
| 1 | 地域包括支援センターの人員が区に集約されるが、今までの窓口のほうが良いと思う。 | 今回の体制変更により、24か所の地域包括支援センターは来所相談窓口に特化し、市民に気軽に安心して相談できる体制を整えたものである。変更後についても実態等を把握していきたい。 |
| 2 | 高齢者にわかりやすいように、地域包括支援センターに愛称をつけてはどうか。 | 市民が必要な時に相談できるように、周知方法や名称については検討を行う。 |
| 3 | 窓口での対応の向上(支援を求めてなかなか対応してもらえない。相談中だったが、業者対応を優先されてしまって嫌な思いをした。) | 体制変更を行い、24か所の地域包括支援センターは来所相談窓口に特化し、気軽に安心して相談できる体制を整えている。 |

基本目標3 住み慣れた地域で安心して暮らせるまち
 施策の方向性6 身近な相談と地域支援体制の強化
 基本的な施策2 見守り・支え合いネットワークの充実

○北九州市高齢者支援と介護の質の向上委員会 委員意見

| | 主な意見 | 対 応 |
|---|---|---|
| 1 | 地域包括への相談に至らない人たちの問題がある。民生委員が300世帯を一人で担当しているが、地域の協力を仰ぎ、見守りの輪を小さくする努力をしている。 | 民生委員の負担軽減に向けた研究会を開催し、検討中。 地域の中の活動者間の連携を進めていく。 |
| 2 | 必要があるのに(支援に)つながっていない人たちをどうつなげていくのか。一番先端のところの仕組みをもう一度構築する必要がある。 | 行政と地域の協働により、支援が必要な人を地域の中で見つけ、適切なサービスにつなぎ、地域の中で見守ることが必要。全市民によるいのちをつなぐ取組みを推進する。 |
| 3 | 単身世帯や高齢者世帯、老老介護、老認介護等、こういう人たちを誰が見守り、適切な福祉資源につなげるのか。予防の観点から、周りの見守りが必要。 | 行政と地域の協働により、支援が必要な人を地域の中で見つけ、適切なサービスにつなぎ、地域の中で見守ることが必要。全市民によるいのちをつなぐ取組みを推進する。 |
| 4 | 民生委員やボランティア団体等の既存的人的資源をどう結びつけるのかといったシナリオがない。地域で活動される人々の存在を忘れた計画であってはならない。 | 民生委員の負担軽減に向けた研究会を開催し、検討中。 地域の中の活動者間の連携を進めていく。 |
| 5 | 老老介護のような二人暮らし世帯や親と息子の二人暮らし世帯などが見守りの対象になっていないのではないか。 | 行政と地域の協働により、支援が必要な人を地域の中で見つけ、適切なサービスにつなぎ、地域の中で見守ることが必要。全市民によるいのちをつなぐ取組みを推進する。 |
| 6 | 民生委員の数は流動的に増やせないのか。 | 増員要望調査を行ったところであり、民生委員の負担軽減に向けた研究会を開催し、検討中。 |
| 7 | 民生委員の負担軽減のため、市内のネットワークを有機的に連携する工夫が必要である。民生委員の担い手不足、後継者育成というのが大きな問題ではないか。 | 民生委員の負担軽減に向けた研究会を開催し、検討中。 |
| 8 | 民生委員の数を増やすことが一番の負担軽減になると思う。 | 増員要望調査を行ったところであり、民生委員の負担軽減に向けた研究会を開催し、検討中。 |
| 9 | いのちをつなぐネットワークの網の目を細かくすることが、一人暮らしの高齢者がネットワークに繋がっていくのではないか。私案だが、社会福祉協議会の傾聴ボランティア等を増やし、高齢者に対しての活動に参画してもらえば、必要な社会資源に繋いでいいけると思う。 | ボランティアの研修を社協に委託している。今後も研修受講者が地域で実践してもらうような取組みを進める。 |

基本目標3 住み慣れた地域で安心して暮らせるまち

施策の方向性6 身近な相談と地域支援体制の強化

基本的な施策2 見守り・支え合いネットワークの充実

○関係団体の意見を聞く会での意見(平成23年8月23日開催)

| | 主な意見 | 対 応 |
|---|--|--|
| 1 | 孤独死対策は、民生委員や地域の人の善意に頼るだけでなく、行政がもっと住民の中に入っていく取組みが必要ではないか。 | 今後も、いのちをつなぐネットワーク担当係長を中心に、区役所全体で地域に関わりを持つよう、取り組んでいきたい。 |
| 2 | サロンの有効性も報告されている。本市でも取り組んでもらえるといい。 | 北九州市社会福祉協議会は、地域の支え合いの一つとして、高齢者のサロン活動に取り組んでいる。今後本市としてもこの取組みを支援していきたい。 |

○地域ふれあいトークでの意見(平成23年8月8日～24日 7区で開催)

| | 主な意見 | 対 応 |
|---|--|---|
| 1 | 見守り対象者の把握が必要ではないか。(警察、民生委員等がリストアップし、定期的に更新する、市民センターによる高齢者マップの作成)地域での見守りが困難な人に対して行政の支援が必要ではないか。 | 民生委員による要支援者の把握が行われている。ただし、実態把握が困難な場合もあり、行政として地域支援策について検討する。 |
| 2 | 民生委員の人員増、負担軽減、支援を充実してほしい。 | 増員要望調査を行ったところであり、民生委員の負担軽減に向けた研究会を開催し、検討中。 |
| 3 | 個人情報保護法やオートロックマンションの増加により見守り活動に支障をきたしている。 | 地域の見守り関係者間の情報共有による見守り活動の充実につながるよう、個人情報の取り扱いについて研究する。 |

基本目標3 住み慣れた地域で安心して暮らせるまち
 施策の方向性6 身近な相談と地域支援体制の強化
 基本的な施策3 保健・医療・福祉・地域の連携

○北九州市高齢者支援と介護の質の向上委員会 委員意見

| | 主な意見 | 対 応 |
|---|--|--|
| 1 | 医師、薬剤師、歯科医師の連携を行っているが、薬剤師との連携は十分でない。協力しながら改善していけばよい。 | 関係団体の連携について、今後も市としても取り組んでまいりたい。なお、市民に対しては、薬剤師を講師とした「くすりのセミナー」を開催し、医薬品の適正使用やかかりつけ薬局等について普及啓発に努めている。 |
| 2 | 地域にはそれぞれ特性がある。市と区役所、さらに地域の連携が必要であり、委員会の意見がすべて区に伝わり、区や地域が動けるような仕組みづくりが大切。 | 市役所内部で連携しながら、地域の実情にあわせた活動の実施や地域福祉のネットワークづくりの支援を行っていく。 |
| 3 | 医療と介護の連携の充実はこれから不可欠になってくると思う。 | 住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅療養生活を支援するためには、医療と介護の連携強化が必要と考えている。今後も研修や情報の整理・発信等を行い、連携の促進を図っていただきたい。 |
| 4 | 医療と介護の連携について、様々な職種があり、様々な連携のスタイルがあるので、広い意味での連携とその役割を担う方々との連携を考えていただきたい。 | 市役所内部で連携しながら、地域の実情にあわせた活動の実施や地域福祉のネットワークづくりの支援を行っていく。 |
| 5 | 連携については、団体間の連携もあって、連携の流れを確立していくことが非常に大切ではないか。 | 歯の喪失による咀嚼や嚥下機能の低下により摂食が困難となった高齢者に対しては機能回復のための歯科治療や口腔リハビリ等を勧めるとともに、ご本人、家族、介護関係者等に対して適切な食べ方や食品の選び方等に関する普及啓発のあり方等を検討する。 |
| 6 | 口腔ケアについては、予防だけでなく、歯がなくなった段階で食事をどう取るのかなどの点も改善すべき。 | |

基本目標3 住み慣れた地域で安心して暮らせるまち

施策の方向性6 身近な相談と地域支援体制の強化

基本的な施策3 保健・医療・福祉・地域の連携

○関係団体の意見を聞く会での意見(平成23年8月23日開催)

| | 主な意見 | 対応 |
|---|---|--|
| 1 | 地域包括支援センターが区役所に集約されれば、いろいろな情報が集まってくる。ぜひ統括支援センターと推進協との間で、双方向のコミュニケーションを持続的に行っていく場をつくっていただきたい。 | 地域包括支援センターの質の向上や、関係機関との連携のあり方等については、各区推進協の高齢者部会で議論いただけるよう、推進協への働きかけを強化していきたい。 |
| 2 | 推進協が持っていた本来の目的は、包括的・継続的ケアマネジメントという地域包括支援センターの大きな業務となっている。推進協を機能させるのであれば、二つを結びつける何かを市が企画しなければならない。 | 地域包括支援センターの質の向上や、関係機関との連携のあり方等については、各区推進協の高齢者部会で議論いただけるよう、推進協への働きかけを強化していきたい。 |
| 3 | 平成22年の高齢者等実態調査では、約70%のかかりつけ歯科医の認知度しかなかった。様々な方法で市民、特に高齢者に対し、普及啓発をしていただきたい。 | 健康長寿を目指し、歯と口の健康づくりを支援するかかりつけ歯科医をもつことが必要であり、様々な機会を通して、高齢者をはじめとした市民の皆様に対してその意義や重要性等を普及啓発していく。 |
| 4 | 高齢者本人やその家族への歯科口腔保健意識の実態調査や啓発と普及、介護支援者や歯科を含む多業種の医療関係者にも摂食嚥下のトラブルの実態や、その対処法についての啓発や研修を実施してほしい。 | 高齢者の歯科口腔保健(口腔機能向上や口腔ケア等)は、QOLの低下や死亡につながる誤嚥性肺炎・窒息事故の予防のために不可欠である。高齢者の状況等の把握に努めるとともに、口腔機能向上の意義や重要性、方法等について、高齢者や家族、介護・医療関係者等に対して普及啓発していく。また要介護高齢者の歯科保健医療について、関係者を対象とした研修会等を実施し、スキルアップを図るための方策等について検討する。 |
| 5 | かかりつけ歯科医が、高齢者の口腔ケアや口腔機能の回復を支援できるよう、スキルアップが図れるような施策をお願いしたい。 | 地域における要介護高齢者への歯科保健医療については、チーム医療や多職種・多機関の連携のあり方等について、関係者の皆様方のご意見を伺いながら推進に務めていく。 |
| 6 | 病院で取り組まれているチーム医療のように、高齢者、介護者、かかりつけ歯科医、嚥下リハの専門医等が連携できるよう地域の中でのチーム医療体制の整備をお願いしたい。 | 計画の策定にあたっては、歯科口腔保健法の基本理念(歯科疾患予防の取組み、生涯を通した効果的な歯科口腔保健の推進等)に則って進めていきたい。 |
| 7 | 次期高齢者支援計画には、この8月に施行された歯科口腔保健法の理念を取り入れていただきたい。 | |

基本目標3 住み慣れた地域で安心して暮らせるまち

施策の方向性6 身近な相談と地域支援体制の強化

基本的な施策3 保健・医療・福祉・地域の連携

○地域ふれあいトークでの意見(平成23年8月8日～24日 7区で開催)

| | 主な意見 | 対 応 |
|---|---|--|
| 1 | 地域における団体間の連携強化・活動の活性化が必要ではないか。(校区内の団体の連携強化、まち協の活性化) | 民生委員の負担軽減に向けた研究会において、検討中。 地域の特性に応じた、地域福祉活動への支援を行う。 |
| 2 | 行政がもっと地域にはいってほしい。(地域の会合への参加) | 地域団体を中心とした地域福祉ネットワークの構築を推進するため、地区民協や区社協等への地域の会合への参加を行っている。 |
| 3 | 地域の支え合いの重要性を企業に啓蒙、啓発することで地域福祉の意識が向上するものがあるのではないか。 | 地域の中で活動する企業に対しても、いのちをつなぐネットワークの取組みを広めていきたい。 |

基本目標3 住み慣れた地域で安心して暮らせるまち
 施策の方向性7 高齢者を支える介護サービス等の充実
 基本的な施策4 在宅生活を支援するサービスの充実

○北九州市高齢者支援と介護の質の向上委員会 委員意見

| | 主な意見 | 対応 |
|---|--|--|
| 1 | 要介護認定を受けている方のうち、家庭で過ごしている方が多い。昨年の「いのちをつなぐネットワーク推進課」の調査を参考に、訪問介護サービスのあり方を検討してほしい。 | 現在、国において、在宅生活を支えるため、医療と介護が連携した地域包括ケアを計画しており、今後それらの情報を得ながら検討する。 |
| 2 | 現場では、医療密度の高い人の在宅復帰が増えている。介護する側は老老介護が多く、胃ろう注入をするのも難しいが、訪問看護を潤沢に受けられる状態でもない。 | 現在、国において、在宅生活を支えるため、医療と介護が連携した地域包括ケアを計画しており、今後それらの情報を得ながら検討する。 |
| 3 | 介護職員処遇改善交付金などの廃止が、保険料の増加要因としてあげられている。処遇改善が必要と考えるがなぜ廃止になるのか。 | 介護職員の処遇改善そのものをやめるものではないが、その財源で介護報酬の改定を措置した場合、保険料の増加要因となる。 |
| 4 | マンパワーが不足する状況にあって、処遇を薄くするというのは方向としては逆の話だ。まちがっていると強く言いたい。 | 国も処遇改善をやめるものではなく、平成24年度以降も介護従事者の処遇改善を継続する方針を示しており、市としても国に要望している。 |
| 5 | デフレの時代にあって、処遇を厚くすることについては、説明責任をしっかりしてもらつたほうがよい。 | 高齢社会を支えるためには、介護人材の安定的な確保が必要であるが、介護職員は他業種に比較し賃金が低く処遇改善が必要なことを、様々な機会を通じ周知する。 |
| 6 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、マンパワーをかなり充実させないと、事業所の都合によるサービス提供になって、ケアマネジメントが全く機能しないようになるのではないかと危惧している。 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、マンパワーの確保も含めていくつかの課題があり、今後国の情報を得ながら検討する。 |
| 7 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、モデル事業の時に、不審者と勘違いされて警察に届けがあったという報告もあったので、その点も併せて検討いただきたい。 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、様々な課題もあり、今後、国の情報を得ながら検討する。 |
| 8 | 要支援・要介護の状態になつても、自立支援・要介護の重度化防止にしっかりと取り組むべき。 | 介護保険制度の基本理念である高齢者の「自立支援」「尊厳の保持」を基本として、できる限り要支援・要介護状態にならない、あるいは重度化しないよう、引き続き予防重視に取り組んでいく。 |

基本目標3 住み慣れた地域で安心して暮らせるまち
施策の方向性7 高齢者を支える介護サービス等の充実
基本的な施策4 在宅生活を支援するサービスの充実

○関係団体の意見を聞く会での意見(平成23年8月23日開催)

| | 主な意見 | 対応 |
|---|--|---|
| 1 | グループホーム協議会は、全国のグループホーム協議会と連携して、認知症高齢者の生活を支える一翼を担っている。行政も協議会入会の推進に協力してほしい。 | 新規開設の事業者に対して、グループホーム協議会の加入に向けての情報提供を行う。 |
| 2 | 複合型サービス、介護予防・日常生活支援総合事業について、国からの情報が取れ次第、どのような施策になるのかお伝えしてほしい。 | 制度の詳細については、現在、国において検討されているところであり、情報が得られればお伝えする。 |
| 3 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、巡回型と滞在型の併用等を考えてほしい。夜間のサービス提供は、特に女性にリスクがある。安全面にも配慮して進めてほしい。 | 制度の詳細については、現在、国において検討されているところであり、今後、国の情報を得ながら検討する。 |
| 4 | 看護師やヘルパーが不足している状況で24時間対応というと、人材確保が非常に難しいと思う。 | 福祉人材バンクにおける就労斡旋や潜在的有資格者就労支援セミナー、介護人材就労サポート事業などを通じた人材確保のマッチング支援に、今後とも取り組む。 |

○地域ふれあいトークでの意見(平成23年8月8日～24日 7区で開催)

| | 主な意見 | 対応 |
|---|-----------------------|--|
| 1 | 介護支援タクシー(保険可)を行ってほしい。 | 訪問介護事業者が一般乗用旅客自動車運送事業等の許可を受け、介護保険の基準に基づきサービス提供が行われている場合は、介護保険の対象となる。 |

基本目標3 住み慣れた地域で安心して暮らせるまち
施策の方向性8 安心して生活できる環境づくり
基本的な施策2 安心して行動できる生活環境の整備

○北九州市高齢者支援と介護の質の向上委員会 委員意見
特になし

○関係団体の意見を聞く会での意見(平成23年8月23日開催)
特になし

○地域ふれあいトークでの意見(平成23年8月8日～24日 7区で開催)

| | 主な意見 | 対 応 |
|---|---|---|
| 1 | 買い物弱者・交通弱者対策をしてほしい。 (福祉バス、民間の宅配サービスへの捕 縛、買い物代行サービスの検討、対策検討 チームの設立) | 関係各局が連携しながら様々な支援を実 施していく。 (例:まちづくり協議会を通じて、買い物弱者 が多く、対応を必要としている地域を把握 し、地域カルテづくり事業等を活用して、朝 市の開催やおでかけ交通等、住民の課題 解決に向けた活動を支援する。) また、地域での声かけや近隣の助け合い 等で、買い物弱者を生み出さない取組みも 必要であり、まちづくり協議会の活動支援な どを通じ、地域コミュニティの強化を図ってい く。 |

基本目標3 住み慣れた地域で安心して暮らせるまち

施策の方向性8 安心して生活できる環境づくり

基本的な施策3 防災・防犯対策の推進

○北九州市高齢者支援と介護の質の向上委員会 委員意見
特になし

○関係団体の意見を聞く会での意見(平成23年8月23日開催)
特になし

○地域ふれあいトークでの意見(平成23年8月8日～24日 7区で開催)

| | 主な意見 | 対 応 |
|---|--|--|
| 1 | 災害時の安否リストをどのようにつくるかが大切だと思う。個人情報の絡みはあると思うが独居老人の災害時、安否リストも支援計画に入れるべきと思う。 | 風水害の災害発生時における要援護者対策のため、災害時要援護者避難支援事業に取り組んでおり、自然災害危険箇所区域に住む方に、高齢者等を対象として、調査を行っている。安否リストの対象範囲拡大(すべての独居老人)については、現在の調査終了以降、再度検討する。 |
| 2 | 高齢者の防災対策を進めてほしい。(災害時に高齢者はどう動くべきなのか、ひとり暮らしの高齢者を対象に、町内会で一人ひとりにわかりやすく話をしてほしい) | 災害時の対応策について、各種事業を通じて引き続き啓発活動等を積極的に実施する。 |